

**令和7年度此花区コミュニティ育成事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和7年度此花区コミュニティ育成事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

此花区では、昨今、マンション建設に伴う新しい居住者が増加するとともに、地域活動の担い手の高齢化が進むなど、地域コミュニティの醸成に向けた若者世代を中心とした幅広い世代の住民間の交流の促進や次世代の地域活動の担い手の育成等が課題となっている。

本事業は、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心のふれあう豊かで明るいまちづくりをめざして、此花区で開催される **2025 大阪・関西万博**に向けた機運醸成も活用しながら、住民ニーズを把握したうえで、地域活動団体・NPO等をはじめとした多様な活動主体等と協働で行い、区民が中心となったコミュニティの活性化を目的としている。

民間事業者のもつ地域コミュニティの活性化に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用した、全区民を対象とする身近な地域でのコミュニティづくりのきっかけとなるような事業を実施するため、企画提案を募集する。

（2）業務内容

上記目的を達成するために、以下の3つの事業を行い、全ての事業において成果目標を設定しその効果測定を行うこと。各事業の詳細については、別紙「仕様書」を参照すること。

ア このはな万博 **final** 此花区子どもフェスタ

イ このはな万博 **final** 第51回このはな区民まつり

ウ このはな万博 **final** 此花区成人の日記念のつどい

（3）事業規模（契約上限額）

金 8,104,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（4）契約期間

令和7年4月1日（火）〔予定〕 ～ 令和8年2月28日（土）

（5）履行場所

此花区内

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。但し、大阪市会計規則第 51 条第 1 項第 15 号の規定に基づき概算払いを行う場合は、同規則第 52 条各項の規定に基づき経費の精算が必要である。

(3) 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条第 3 項に定める契約保証金の納付を要する。但し、同規則同条第 1 項の規定に該当する場合は免除することができる。

(4) 再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等)

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記のア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、上記のウの規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記のウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

カ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記のウ及びエに規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(5) 個人情報の取扱い

本事業で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）に基づき適正に取扱うこと。

（6）その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

イ 本案件に関する予算は、現在、令和 7 年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、予算不成立の場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

ウ 契約の締結は、令和 7 年度大阪市予算の発効時以後とする。

エ 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約締結を行わない。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を有すると認めた者は、本プロポーザルに参加することができる。

なお、資格審査申請は（2）公募への参加申出手続きのイ提出書類（別表 1）に掲げる書類の提出により行うこと。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- （2）企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- （3）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- （4）民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- （5）大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としていること。
- （6）宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人等でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- （7）納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- （8）その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- （9）上記（1）～（8）の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能とするが、以下の要件も満たす必要がある。

ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。

イ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。

ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。

エ 単独で応募した事業者は、本案件において、他の連合体の構成員となることはできない。

オ 各構成員は、本案件において複数の提案連合体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

公募開始	令和6年12月2日(月)
事業説明会への参加申込期限	令和6年12月18日(水)
事業説明会(任意)	令和6年12月25日(水)
質問受付締切	令和6年12月27日(金)
質問に対する回答	令和7年1月9日(木)
参加申請関係書類の提出期限	令和7年1月15日(水)
参加資格決定通知	令和7年1月17日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年1月24日(金)
選定会議(プレゼンテーション等審査)	令和7年2月7日(金)〔予定〕
選定結果通知	令和7年2月19日(水)〔予定〕
契約締結・事業開始	令和7年4月1日(火)〔予定〕
事業完了	令和8年2月28日(土)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 事業説明会への参加手続き

本件公募への参加を検討する事業者を対象に、募集内容にかかる説明を実施する。

- ア 開催日時 令和6年12月25日(水)〔時間帯については個別に通知する。〕
- イ 開催場所 此花区役所 3階 講堂D(予定)
- ウ 出席人数 1事業者につき、3名まで
- エ 受付期間 令和6年12月2日(月)から令和6年12月18日(水)
午後5時まで
- オ 申込方法 説明会への出席を希望する事業者は、「事業説明会参加申込書」(様式1)を作成し、8(2)提出先、問い合わせ先に記載のアドレス宛に、Eメールにより提出すること。郵送、FAXによる受付は行わない。
- ※ 件名には「(申込) コミュニティ育成事業 説明会」と明記し、必ず到達確認の電話連絡を行うこと。

(2) 公募への参加申出手続き

企画提案を行おうとする事業者においては、次により参加申出書類の提出を行うこと。

- ア 受付期間 令和6年12月2日(月)から令和7年1月15日(水)までの期間中、
各日午前9時から午後5時まで。
(区役所閉庁日及び午後0時15分から午後1時の時間帯を除く。)
- イ 提出書類 公募型プロポーザル参加申出書類一覧(別表1)に掲げる書類の提出を行うこと。なお、申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出先 此花区役所まちづくり推進課まちづくり推進グループまで持参又は郵送〔必着〕により提出すること。

(3) 参加者の資格決定等

公募型企画プロポーザル参加資格決定通知書を、令和 7 年 1 月 17 日（金）に E メールにて通知する。なお、参加資格を満たさない事業者についても、その理由を E メールにて通知する。

（４）質問の受付

- ア 受付期間 令和 6 年 12 月 2 日（月）から令和 6 年 12 月 27 日（金）
午後 5 時まで
- イ 提出方法 「質問票」（様式 6）に記載し、8（２）提出先、問い合わせ先に記載のアドレス宛に、E メールにより提出すること。
※ 件名には「（質問）此花区コミュニティ育成事業」と明記し、必ず到達確認の電話連絡を行うこと。なお、期間外及び電話、来訪での受け付けは行わない。
- ウ 回 答 令和 7 年 1 月 9 日（木）までに、此花区役所ホームページに掲載する（質問がない場合は掲載しない）。

（５）企画提案書の提出

企画提案については、公募型プロポーザル参加資格決定通知書を受領した後に、以下の書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

①	企画提案書表紙	様式 7
②	事業趣旨、事業効果や目標 (ア)本業務の基本的な考え方 此花区の特色や地域ニーズを取り入れた、地域コミュニティの形成と育成についての考え方や年間計画、人員体制を明示すること。 (イ)市民団体や関連機関とのネットワークを生かした事業展開 企画段階から連携できる具体的な方法について創意工夫すること。 (ウ)人材の育成、発掘 企画段階から多様な団体等と連携体制を広げて、新しい担い手の発掘と育成に努めること。 (エ) 効果測定方法や新規ニーズの獲得に向けた施策 効果測定方法を定めるとともに、ニーズの把握に努め、参加者の満足度を高めること。 (オ) めざすべき成果の達成目標 中長期的に見た事業効果の検証方法を明示すること。	様式 8
③	事業内容及び実施スケジュール等について	様式 9-1、9-2、9-3
④	提案のセールスポイント	様式 10
⑤	過去 5 年間の類似業務受託実績（他市町村も含む）	様式 11
⑥	収支計画書及び経費内訳書	様式 12-1、12-2
⑦	直近 1 か年の貸借対照表、損益計算書の財務諸表及び実	—

	績報告書（任意団体等にあつては各々に相当する書類）	
--	---------------------------	--

イ 受付期間 令和 7 年 1 月 17 日(金)から令和 7 年 1 月 24 日(金)までの期間中、
各日午前 9 時から午後 5 時まで。
(区役所閉庁日及び午後 0 時 15 分から午後 1 時の時間帯を除く。)

ウ 提出部数 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

※ 返信用封筒 1 通（長形 3 号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手（320 円）を貼付したもの）も提出すること。

※ 副本 7 部には、提案事業者名やその他提案事業者を推測される文言について黒塗り（マスキング）を施したうえで提出すること。

※ 提出できる案は、1 案のみとする。

エ 提出先 此花区役所まちづくり推進課まちづくり推進グループまで持参すること。郵送及びメール、FAX での提出は不可とする。

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	・ 事業目的及び業務内容の理解度 ・ 事業実施内容の妥当性 ・ 事業内容に行政にない専門性・独創性があるか	45 点
②事業の効果、実効性	・ 事業の計画性 ・ 事業の達成目的が明確化され、成果が見込まれるものか ・ 事業の実現可能性	30 点
③事業の実施体制、遂行能力	・ 業務内容に見合う実施体制があるか ・ 類似業務に関する専門性、情報の蓄積	15 点
④所要経費、積算見積金額	・ 経費の積算についてはその内訳に無理がなく、妥当な内容であるか	10 点

（2）審査・選定方法等

有識者等で構成する「令和 7 年度此花区コミュニティ育成事業 業務委託事業者選定会議」において、次のとおり実施する。

ア 開催日時 令和 7 年 2 月 7 日（金）〔予定〕

詳細については、参加資格決定通知書により個別に通知を行う。

イ 開催場所 此花区役所 庁舎内

ウ 選定方法 選定委員により、書類審査、プレゼンテーション審査及び質疑応答を行い、（1）の選定基準に基づく採点を行う。審査の結果、評価点の合計数が最も高い者を第一順位の契約候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数生じた場合（同点）には、審査項目中、事業の企画内容の得点がより高い者を契約候補者に選定する。なお、合計得点が満点の 6 割に満たない事業者については、選定を行わない。

（3）失格事由

次の事項が確認できた場合には、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 契約上限額を超える提案を行うこと
- カ 参加申出後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けること
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク プレゼンテーション等審査を欠席した場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、書面により選定会議参加提案者に通知するとともに、此花区役所ホームページに掲載する。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 応募にかかる全ての書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類を、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ク 選定された者との契約手続き等について別途協議を行う。
- ケ その他、本仕様書に定めのない事項等に疑義等が生じた場合は、両者が協議してこれを処理するものとする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
大阪市此花区役所 まちづくり推進課まちづくり推進グループ
TEL：06-6466-9734
FAX：06-6466-9919
E-mail：td0009@city.osaka.lg.jp

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

案件名称：令和 7 年度此花区コミュニティ育成事業業務委託

受付期間：令和 6 年 12 月 2 日（月）から令和 7 年 1 月 15 日（水）までの期間中

各日午前 9 時から午後 5 時まで

（区役所開庁日及び午後 0 時 15 分から午後 1 時の時間帯を除く。）

提出書類：下表のとおり（申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。）

提出部数：1 部

提 出 先：此花区役所まちづくり推進課まちづくり推進グループ（持参又は郵送[必着]によること）

名称	様式・取扱い等
① 公募型プロポーザル参加申出書	様式 2
② （法人）登記簿謄本、又は登記事項全部証明書 （法人以外の団体）定款又は定款に類する規定及び役員名簿	（法人）提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 （法人以外の団体）写し可
③ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表及び実績報告書又は確定申告書	直近 1 か年のもの。左記書類がない場合は、これに相当する書類を提出すること。
④ 印鑑証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し不可
⑤ 使用印鑑届	様式 3
⑥ 申出内容誓約書	様式 4
⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書	直近 1 か年のもの、提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 （法人）税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 （個人）税務署の様式その 3 又はその 3 の 2 非課税の場合は、その旨記載した理由書を提出すること。
⑧ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	直近 1 か年のもの、提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可
⑨ 委任状	様式 5（連合体での参加申出の場合のみ） 全体の意思決定や管理者運営等に責任を持つ連合体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこととするが、代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨を記載されている委任状を提出すること。
⑩ 連合体の協定書の写し	（連合体での参加申出の場合のみ） 協定書には、それぞれの事業者の役割分担等を記載していること。

※令和 4・5・6 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記②～⑧を省略できるものとする。それ以外の者であっても、申請日から前 3 か月以内に、本区において他の公募型プロポーザルなどに参加申請を行い、かつ⑦及び⑧を提出済みの者は、その旨を①に記載することによって省略できるものとする。